

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

## 目 次

◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

国土調査の指定（〃）

保安林の指定の解除予定（四件）（森林保全課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇内水面漁業法の公聴会の開催

管委告示

## 告 示

鳥取県告示第六百五十五号

東伯郡赤碓町大字出上三二一番地西村富士夫ほか三人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業柏谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年八月九日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百五十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定に基づき、次の調査を平成五年七月三十日国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 次

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
気高町	気高町大字宝木、大字下坂本、大字日光及び大字浜村の各一部	平成五年七月三十日から平成七年三月三十一日まで	〇・四五

鳥取県告示第六百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小州ヨリ葵谷迄九四一の三・九四一の五・九四一の一八六・九四一の三三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河

原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字加瀬木字大畑九五・九七・九八・一〇七・字東畑一四五・一四七・一五三・一六〇・一六一・一六三・字柿原七一〇・字香路口一〇〇六・字東畑上二六四一・大字大井字岩井谷五二六の七・字松ゴ谷五七六の一（以上一五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山五七六の三・五七七の三・五七七の四・五七  
七の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日  
野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の二・四六四の二九・字市ノ原  
奥五七五の一・字瀧山五七六の一（以上四筆について次の図に示す部分  
に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日  
野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月七日 鳥取県指令受鳥土維第二百四十一号  
二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市古海字鷹津東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市幸町九八

大森自動車整備株式会社  
代表取締役 山田 實

鳥取県告示第六百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月二十二日 鳥取県指令受都計三一二第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字神社前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市葭津一一八六  
友森道子

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成五年八月六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成五年八月十二日午前十一時から	倉吉市山根五四三一一 倉吉シテイホテル

二 案件

内水面における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、職業及び発言内容の要旨を記載した書面を平成五年八月十日までに鳥取県内水面漁場管理委員会へ提出すること。